

令和5年3月

宇土市議会定例会議員提出議案

令和5年3月22日提出

令和5年3月市議会定例会議員発議議案目次

番 号	議 案 名	ページ
発議第1号	宇土市議会会議規則の一部を改正する規則について	1

発議第1号

宇土市議会会議規則の一部を改正する規則について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び宇土市議会会議規則（令和4年議会規則第1号）第14条の規定により，別紙のとおり議案を提出する。

令和5年3月22日提出

提出者 宇土市議会議員 宮原雄一
今中真之助
山村保夫
柴田正樹
西田和徳
佐美三洋

宇土市議会議長 藤井慶峰様

宇土市議会会議規則の一部を改正する規則

宇土市議会会議規則（令和4年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第70条の見出し中「起立」を「起立等」に改め、同条に次の3項を加える。

- 3 第1項及び第76条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、電子表決システムにより表決を採ることができる。
- 4 議長は、電子表決システムにより表決を採る場合には、問題を可とする者に賛成のボタンを、問題を否とする者に反対のボタンを押させるものとする。
- 5 議長は、電子表決システムによる表決の結果を確定させるときには、ボタンの押し忘れの有無を確認し、表決システムのボタン使用の終了を宣告する。この場合において、出席議員が賛成のボタンと反対のボタンのいずれも押していないときは、その出席議員は問題を否とするものとみなす。

附 則

この規則は、令和5年5月8日から施行する。

提案理由

起立のほか、電子表決システムで表決を行うことができるようにするため、規則を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。